

香取広域市町村圏事務組合老人福祉センター管理規則

昭和50年11月1日

規則第1号

改正 昭和59年3月21日規則第4号

平成22年3月26日規則第3号

廃止 平成24年3月30日規則第6号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、香取広域市町村圏事務組合老人福祉センター設置条例(昭和48年香取広域市町村圏事務組合条例第1号)第4条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 老人福祉センター(以下「センター」という。)の開館時間は、次のとおりとする。ただし、都合により臨時的に伸縮することができる。

(1) 火曜日から日曜日までの毎日 午前10時から午後4時まで

(休館日)

第3条 センターの休館日は次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 毎年12月28日から翌年1月4日まで

(3) その他管理者が必要と認めた日

(使用料)

第4条 センターの利用にかかわる使用料は無料とする。

第2章 利用者の義務

(施設の保持愛護)

第5条 利用者は、センターが圏域内住民自身のものである自覚をもち、施設の保持愛護に努めなければならない。

(秩序の保持)

第6条 利用者は、この公共施設の運営に協力し、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 公序良俗に違背する行為をしないこと。

(2) 伝染性疾患のある者は、その病因（病状）の消滅するまで利用を遠慮すること。

(3) 火気の取扱いに注意し、焚火、炊事等についてはとくに所長の指示に従うこと。

第3章 削除

第7条及び第8条 削除

第4章 利用手続

(申込み)

第9条 センターを利用しようとする者は、その利用にかかる月、日及び時間、利用人員を原則として1週間前までに申込みものとする。

(受理通知)

第10条 センターにおいて前条の申込みを受けたときは、利用計画上の重複の有無等を確認し、支障のないときは、別に定める受理票を申込者に発送しなければならない。

(非常対策)

第11条 所長は、非常災害、その他急迫の事態に際し、遺憾のないよう措置をとらなければならない。

(1) 消火、避難、警報その他防災に関する設備及び火災発生等の恐れがある箇所の点検を随時行うものとする。

(2) 消防署との連絡を密にし、必要に応じ避難訓練を行うものとする。

附 則

この規則は、昭和50年11月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月21日規則第4号抄）

(施行期日)

1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第6号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。